柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第7条第1項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1.修正の目的

平成 12 年 6 月に柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、平成 15 年 12 月に行われた「原子力災害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布等を踏まえ、所要の修正を行った。

2.修正の年月日
平成 16 年 8 月 13 日

3.修正の要旨

- (1)「原子力災害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(平成 15年12月)の公布を踏まえ、通報基準等の修正を行った。
- (2) 東北経済産業局及び新潟県の組織改編に伴う変更を行った。
- (3) 当社の組織改編に伴い、副原子力防災管理者等の変更を行った。
- (4)その他の変更を行った。

以上